

<研究ノート>

## 韓国における安全教育政策の確立とその意義 A Study of the Establishment of the Policies on Safety Education in South Korea

金 侖貞  
KIM Yunjeong

韓国の社会教育において防災教育たるものは理論研究や実践活動が日本のそれよりきちんと位置づけられてこなかった。長らく地震のない国であるという認識が強く、地域への定住率が低いこともあり、自然災害に対して“地域知”が蓄積し継承されたり、防災に関する学習活動が社会教育施設で取り組まれたりするといったことが、社会教育分野においては、所見のところほとんど見当たらない。

概念に関しても、防災教育よりは「安全教育」という名のもとで社会的に認識され位置付けられるのは、最近のことである。そのきっかけとなったのは、2014年4月16日に起きたセウォル号の事故であった。済州道に向かっていた船が沈没し、295人の大事な命が犠牲となり、いまだに9人が行方不明の状態である。この2014年の事故後、「安全教育」に関する法律が制定されたり、安全を総括する中央政府機構が設置されるなどの変化がみられる。それまでに安全に関する教育は、公務員といった一部の人限定され、民防衛に重点が置かれていた。

### 1. 「4・16」を起点とした変化

地震やつなみがほとんどなかった韓国では、自然災害より人災といわれる社会災難が多く、それまで災害とかかわる学習は普遍化していなかった。それが、

「4・16」を起点に変わっていく。

実は、2013年から始まった朴槿恵政府は、国政基調の1つに「安全」を掲げて、当時の行政安全部を「安全行政部」に名前を変え、安全を優先課題としていたが、災難関連の代表的な法律である「災難及び安全管理基本法」(2004年制定、災難安全法)の第3条における「災難」の定義が、台風や洪水・地震・つなみなどの自然災難と、火災・爆発・環境汚染事故などの社会災難に分かれていること<sup>1</sup>から分かるように、自然災難は消防防災庁が、社会災難は安全行政部が担当するというふうに、行政体制は分断されていた。

しかしながら、2014年4月16日のセウォル号事故を受け、同年11月19日から安全行政部の安全に関わる機能と消防防災庁を一元化して、「国民安全処」という総理所属の中央機関を新設する。そして、自治体においても、それまでバラバラになっていた災難関連部署を一つにまとめる傾向となる。

この「4・16」以前にも、「災難安全法」の中に安全文化の振興に関する条文が2013年8月に新たに入り(第8章)、安全文化活動を積極的に推進することが盛り込まれてはいた。2014年12月の改正により、国民を対象とした安全教育の実施にかかわる条文ができ、安全教育を市民を対象としたものへと広めたが、それまでは主に自治体の担当公務員を対象とした教育であって、安全体験館などの施設はあっても、一般市民を視野に入れたものではなかった。安全教育関連体制が本格的に動き出す以前の安全教育は、「国家民防衛災難安全教育院」が担当公務員に提供する教育が主だったのである。

自治体の担当公務員や学校の校長などの管理職、災難管理責任機関の関係者を対象とした様々教育が行われ、災難安全と民防衛、非常退避、学校安全、生活安全、職務、国際防災を内容とする教育を、教育院で受ける。教育期間は1日で終わるものから5日間行われるものまで多様である<sup>2</sup>。

この中で、災難安全の教育課程の2016年度計画にみると、公務員を対象とした基本教育として①災難安全管理新規課程、②災難安全管理者課程、③社会災難管理実務課程、④自然災害管理実務課程、⑤防災安全職列課程(新設)、⑥安全災難予算実務課程(新設)などの9つ課程が、より詳細なことを専門的に学ぶ専門教育には、①防災施設基準運営課程、②河川管理課程、③災害復旧実務課程、

④都市防災課程、⑤複合災難訓練課程、⑥災難訓練課程、⑦災難管理マニュアル作成課程、⑧災難心理支援課程、⑨災難状況管理課程などの公務員対象の31課程と、一般市民を対象とした損害評価人養成課程などの2課程が企画されていた<sup>3</sup>。このように、教育院が提供する教育内容は非常に多様で、様々な災難に関する教育が細分化され実施されているが、こういった災難関連教育がより多くの市民を対象としたものへと転換していく仕組みが示されるのは、2014年後半以降のことである。

## 2. 中央政府機関による安全教育関連政策の形成

教育部は、セウォル号事故の犠牲者の多くが修学旅行に参加していた高校生だったこともあって、安全教育に対する政策づくりに早速乗り出すこととなる。2014年11月に、普段から安全に対する意識を高めて安全教育を強化するために、「生命尊重・安全社会具現のための教育分野安全総合対策」<sup>4</sup>を発表、次のような対策内容を示すのである。

ビジョン	生命尊重・安全社会具現			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と他人の生命に対する尊重意識の培養</li> <li>・危機状況への対応能力の向上</li> <li>・安全に対する脅威要素の事前除去及び予防</li> </ul>			
主な課題				
体験中心の体系的安全教育の施行	教員を安全教育の准専門家として育成	安全で健康な教育活動及び施設与件の造成	大学の安全管理強化	教育分野の安全インフラ構築

出展：教育部「生命尊重・安全社会具現のための教育分野安全総合対策」2014年、14頁。

今回の対策において特徴的なのは、安全教育を総合的かつ体系的に行うための道筋が出されたことである。特に、「体験中心の体系的安全教育の施行」の課題において、教育課程を改訂し安全教科や単元を設置するとともに、7大安全教育案を開発することが出された。

学校における安全教育の7大標準案では、生活安全、交通安全、暴力及び身辺安全、薬物・サイバー中毒、災難安全、職業安全、応急処置という7大領域を設け、

それぞれの小項目を対応させている。そして、指導案としては、例えば、小学校5・6年の科学において自然災害が発生した場合の対処方法を中単元に、自然災害の類型別発生原因と特徴、自然災害発生予報の聴取と学習、自然災害発生時の対処方法を小単元として設定することが例示されている。提示された標準案の中で「災害安全」の項目からみると、次のようである。

中分類	小分類	小学校
火災	火災発生	火災の基本概念 火災の発生原因と主な特徴
	火災発生時の安全規則	火災発生時の基本待避方法 火災発生時の申告及び広める方法
	消火器使用及び対処方法	消火器の種類と作動原理 消火器と消火栓の使用方法
社会 災難	爆発及び崩壊の原因と対処方法	爆発と崩壊発生時の基礎的待避方法 爆発と崩壊発生時の救助要請方法
	各種テロ事故発生時の対処方法	海外旅行時の安全規則 人質状況と化学テロに対する対処方法
自然 災難	洪水及び台風発生時の対処方法	洪水予報の聴取及び待避方法 台風予報の聴取及び待避方法
	地震、大雪、寒波、落雷発生時の 対処方法	地震／落雷発生時の基礎的対処方法 寒波／大雪／黄砂発生時の基礎的対処方法 *各学校及び地域の特性によって別途選 択可能

出展：教育部「生命尊重・安全社会具現のための教育分野安全総合対策」2014年、14頁。

上記の表では小学校で取り扱う項目だけを出しているが、幼稚園から小中高にいたる各学校段階ごとの項目が明示されている。

また、教員に対する教育も強化される方向性がみられる。現職教員については15時間の安全研修を実施し、新任教員や管理職などの研修にも安全教育を義務化することが計画として出され、体育や保健教科担当の教員については安全関連内容を含ませるか別の安全科目を設置、新たに教員任用や昇進において

「(仮称) 学校安全管理指導士」という資格を設け、資格取得を奨励することへの検討が盛り込まれている。

さらに、安全教育に関するインフラ整備に関しても言及され、それまで分かれていた安全教育関連部署を総括して担当する部署を教育部や市道教育庁(教育委員会)に新設し、安全教育関連法律も一元化して安全教育の具体的な事項を明示する計画が定められた。

このような安全教育にかかわる総合対策が発表されてから、教育部は、「2015改訂教育課程」を確定して2015年9月に発表するが、今回の教育課程の改訂のポイントの一つは、安全教育の強化であった。

一つは、2017年度から小学校1、2年生に安全教科「安全な生活」を導入するということである。ただし、一般教科のような時間を設けるのではなく、「創意的体験活動」<sup>5</sup>の時間を増やしながら教えることとなっている。

「安全な生活」は体験中心のもので、小学校1年生や2年生が日常生活と災難状況の中で接し得るリスクを知り、安全に生活する方法を身につけ<sup>6</sup>、危険を予測し危険な状況に対処できる能力を育てることに重点を置いている。そのために、生活安全・交通安全・身辺安全・災難安全の4つの領域を設定して知識より体験中心の学習を行うことで、自然に安全に関する生活習慣と意識を習得することを目指している<sup>7</sup>。総括目標としては、「日常生活に直面することとなる危険な状況に何があるのかを知り、対処する方法を身に付けて安全に生活する」と定められ、細部目標としては、「①家庭・学校・地域社会で起きる事件と事故、災難と災害から自分を安全に守る、②日常生活に必要な安全と行動規則を身に付け、多様な危険に対処しながら安全生活を実践する、③周辺を安全にするために必要な自己管理力量、知識情報処理力量、共同体力量を育てる」ことの3つが位置付けられている<sup>8</sup>。「安全な生活」の内容体系は次のとおりである。

＜表＞「安全な生活」内容体系

領域	中心概念	内容 (一般化された知識)	内容要素	機能
1. 生活安全	1.1 学校における安全生活	安全な学校生活のために守るべき規則がある。	・室内活動時の安全規則 ・文具類及び道具の安全な使用 ・遊具の安全な使用	識別する、予防する、脱出する、知らせる
	1.2 家庭における安全生活	家庭生活で安全のために守るべき規則がある。	・家庭での事故予防 ・生活道具の安全な使用 ・応急状況への対処	
	1.3 社会における安全生活	社会生活で安全のために守るべき規則がある。	・野外活動の安全 ・施設物の安全 ・公衆衛生	
2. 交通安全	2.1 歩行者安全	安全のために歩行者が守るべき規則がある。	・信号灯と交通標示 ・歩行者規則 ・路地で遊ぶときの安全	
	2.2 自転車、自動車安全	自転車と自動車に乗るときに守るべき規則がある。	・自転車に乗るときの安全 ・自動車でのシートベルト着用 ・大衆交通利用の安全規則	
3. 身辺安全	3.1 誘拐・迷子事故予防	誘拐予防と迷子になったときの対処方法を知らなければならない。	・知らない人の接近に対する対処方法 ・迷子になったときの対処方法	
	3.2 学校暴力／性暴力／家庭暴力	学校暴力の類型は多様で人々に大きな被害を与える。  性暴力／家庭暴力の危険性を知り対処することができる。	・いじめの類型と予防 ・学校暴力の類型と予防  ・よい接触と悪い接触 ・家庭暴力発生時の助けの要請と申告	
4. 災難安全	4.1 火災	火災が発生したら安全規則に基づき迅速に待避する。	・火災の予防 ・火災発生時の待避法	
	4.2 自然災難	自然災難発生時の行動要領を知り生活化する。	・地震、黄砂、PM2.5対処方法 ・季節の変化に伴う自然災難発生時の対処方法	

出展：教育部『2015改訂教育課程 - 正しい生活、賢い生活、楽しい生活、安全な生活 - 』  
2015年、40頁。

もう一つは、小学校3年から高校3年までは、関連教科に安全教育に関する単元を新設することである。学校ごとに年間110時間の「創意的体験活動」が設定されているが、その中で安全教育を実施するようしており、2018年度から漸次適用される。そして、翌年3月15日には、「学校安全事故予防及び補償に関する法律施行規則」による学年別の学生安全教育の時間及び回数が告示された。

＜表＞ 学年別の学生安全教育の時間及び回数 (単位：単位活動、次時)

区分	生活 安全教育	交通 安全教育	暴力予防及 び身边安全 教育	薬物及びサイ バー中毒 予防教育	災難 安全教育	職業 安全教育	応急処置 教育
教育 時間	幼稚園	13	10	8	10	6	2
	小学校	12	11	8	10	6	2
	中学校	10	10	10	10	6	3
	高 校	10	10	10	10	6	3
回数	学期ごと 2回以上	学期ごと 3回以上	学期ごと 2回以上	学期ごと 2回以上	学期ごと 2回以上	学期ごと 1回以上	学期ごと 1回以上

出展：ソウル特別市議会『「ソウル特別市教育庁教育安全基本条例改正」のための討論会』  
2016年11月9日、72頁。

このような教育部の流れに加えて、安全を総括する中央政府機関である「国民安全処」が2016年5月に「国民安全教育振興基本法」を制定する。

安全教育に関する総合的な法律として定められ、2017年5月から施行される予定の「国民安全教育振興基本法」(4章20条、参考資料④)において、国及び地方自治団体の責務を明確にし、安全教育を「国民が安全に対する重要性を認識して様々な災難及び安全事故の発生時それに効果的に対処できるように安全に対する知識や技能を習得する教育」と定義している。第2章では、国民安全処の長官が樹立する安全教育基本計画について、計画を安全教育の基本目標と推進方向、推進内容、専門人材の養成、実態点検及び評価、必要な財源確保方案などの事項を含むものとし、関係機関とも協力することが規定された。第3章の安全教育の施行に関しては、国と地方自治団体が、安全教育教材及びプログラムの開発・普及、専門人材の養成及び活用、学校や他の教育機関の安全教育に対する支援などを含む安全教育関連施策を推進することなどが、第4章では具

体的な安全教育の推進を、その内容として定めたのである。

このように、韓国における安全教育はその範囲が非常に広く、自然災害から社会災害に至るまでが想定されているが、法律制定を受けてからどのように具体的に変わるのか、本格的な施行を控えているだけに、今後どのように動き出していくのか、注目していく必要がある。

こういった中央政府の流れを受けて、地方自治体ではどのように対応しているのだろうか。ソウル市の取組みからみてみよう。

### 3. ソウルによる教育安全施策の確立と展開

中央政府機関の動きと同じ時期に、自治体にとっても教育における安全の問題が大きな 이슈となり、ソウル市では2015年4月に教育安全に関する条例を制定する。

教育部では安全教育を7つの領域と捉えていたが、ソウル市教育庁の条例では、教育安全を大きな枠組みとして設定し、その中に安全教育を位置付けている。「ソウル特別市教育庁教育安全基本条例」(資料②)は、「学校および教育機関における安全保護と強化に必要な事項を規定して生徒・教職員および教育活動参加者が安全で快適な環境で教育活動ができるようにし、ひいては自らの安全を守る市民になれるように資する」ことを目的に掲げ、次のように用語を定義している。

#### 第2条 (定義)

1. “教育安全”とは学生・教職員および教育活動参加者（以下‘教育共同体構成員’とする）が教育活動を安全に遂行して、各種危険や事故から生命または健康を保護することを言う。
2. “教育機関”とはソウル特別市教育監（以下‘教育監’とする）管轄の「幼児教育法」第2条第2号の規定に基づく幼稚園、「小・中等教育法」第2条の規定に基づく学校、「ソウル特別市教育庁行政機構設置条例」および同じ条例の施行規則に基づく直属機関および教育支援庁を言う。
3. “安全教育”とは各種災難・災害および事故から自分を安全に守れる知識と

技能を習得し、安全に対する正しい態度を培う教育を言う。

4. “安全文化”とは安全に対する認識と態度および行動様式などを言う。

安全に対する知識と態度を育むことを「安全教育」としているのは、安全教育法のそれと変わらないが、その土台となる教育安全については次のように定めている。

第5条（教育安全の範囲）この条例が扱う教育安全の範囲は次の各号のようである。

1. 教育活動安全：学校内外の各種教育活動における安全
2. 生活安全：学校暴力からの安全、ケア教室・寮生活における安全、深夜帰宅安全など学校生活と関連した安全
3. 施設安全：教育機関の施設利用および維持管理に関連する安全
4. 交通安全：登下校時または教育活動中の交通事故と関連する安全
5. 保健安全：疾病と薬物誤用・乱用の予防、性および精神健康と関連する安全
6. 給食安全：学校給食の施設、設備、食材料、調理、食中毒事故などと関連する安全
7. 教育環境安全：教育機関内外の有害環境からの安全

上記の7つの安全領域に加えて、第6条に現場体験活動安全の特例を定め、教育安全の領域を8つに設定している。生徒の学習活動における諸領域に関わるものとして考えられているのである。

そして、教育監が教育安全総合計画を3年ごとに策定することが定められ、その総合計画に基づき1年間の施行計画を立てることも規定された。さらに、安全教育に関する条文も、以下のように設けられている。

第11条（安全教育の実施）①教育機関の長は教育安全事故を予防するために関連法令に基づき安全教育を実施してその結果を年2回教育監に報告しなければならない。

- ②安全教育は災難など危機状況に対する対応能力を向上させる実習教育を含めなければならない。
- ③教育共同体構成員は教育活動実施前に安全教育を誠実に遂行すべきであり、安全が確保された状態で教育活動が行われるようにしなければならない。
- ④教育監は実習教育を実施するために教育機関などに安全教育体験場所と施設を指定・運営することができる。
- ⑤学校長は体験中心の安全教育を施行するために必要な予算が編成されるように努めなければならない。

教育安全を担当する担当機構や教育安全委員会を設置することも盛り込まれ、教育安全を体系的に責任をもって行うことを条例の中で明確にしているのである。

このような条例は、他の広域自治体によってもつくられ、2017年1月現在、「安全教育」を総括する内容の条例を有する自治体は、ソウル市以外に8つの自治体があり、他にも、安全教育体験館のように関連施設の設置・運営に関するもの、現場体験学習における学生安全に関するものを条例や規則としていくつの自治体を持っている。日本と違ってプールを持たない学校が少なくない韓国社会において、セウォル号の事故を受けて水泳を教えることを条例をもって決める自治体も出始めた。

教育における安全に関しては、他のいくつかの法律に関連する条文があったものの、総括する法的枠組みを定め、総合的かつ長期的な計画づくりが初めて法的規定を持って決められたことは、いままで見られなかったものである。

このような条例制定をうけて、2016年1月1日に教育安全を担当する部署「政策・安全企画官」が設置され、職員4人が配置される。そして、条例に基づいた総合計画が同時期に発表される。2016年から2018年までの3年間にわたる「教育安全管理総合計画」では、「安全で信頼される安心教育の具現」をビジョンに、①体験中心の教育・訓練を通じた災難・安全意識の強化、②総合的で体系的な教育安全システムの構築・運営、③学生中心の安全な教育環境の確保、④安全を最優先とする安全意識の涵養及び安全文化の強化を目標と定め、次の課題が

提示された。

推進戦略	細部実践課題
1. 安全教育・訓練の内実化を通じた安全・災害意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校内で体系的な安全教育の実施</li> <li>▶ 体験中心の教育・訓練を通じた危機対応能力の体化</li> <li>▶ 教職員の教育安全職務研修の拡大</li> <li>▶ 学校単位の教職員心肺蘇生法教育の拡大</li> </ul>
2. 教育安全インフラの拡大及び管理強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教育安全インフラの構築・運営の活性化</li> <li>▶ 教育安全管理体系の構築及び有機的協調体系の確立</li> </ul>
3. 総合的で体系的な災害・安全管理基盤造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害対応システム強化を通じた安全管理の力量向上</li> <li>▶ 災害対応の協力ネットワークの強化</li> </ul>
4. 参加しコミュニケーションする教育安全文化の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全文化の拡散及び安全広報の多様化</li> <li>▶ 教育安全の確立のための保護者・地域社会の参加誘導</li> </ul>
5. 分野別安全管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自然災害対応及び安全管理</li> <li>▶ 社会災害対応及び安全管理</li> <li>▶ 教育活動の類型別安全管理</li> </ul>

出展：ソウル特別市教育庁「教育安全管理総合計画（2016～2018）」2016年1月、15頁。

上記のような諸課題の中で、一つ目の推進戦略を中心に安全教育関連の内容をより詳しくみると、まず、ソウル市における学校に対して「教育課程編成・運営指針」を改定（2014年12月）、安全教育課程を新設して教育部の安全教育7大領域標準案に基づいた教育課程の単元構成と授業での活用、学校内外の教育活動時の安全教育を強めるなど、安全教育を体系的に行うことが出された。また、体験中心の能力の体化に関しては、災害対応訓練や民防衛訓練、災害退避訓練などの実施において、それを体験中心のものへと転換し、さらに、安全体験教室の運営、2018年から小学校3年から6年生を対象とした水泳教育の拡大が、そして、教職員の職務研修においては、校長などの教員の資格研修に安全教育（15時間以上）を含ませたり、安全教育の7大領域標準案を伝えていく研修を実施することや、安全教育機関を広めることが位置付けられた<sup>9</sup>。

これまで事故に対処し補償してきたことから事前に防ぐ「予防」中心へと、根本となる方向性が変わっていく中で、長期の計画が生み出されたのであり、

2016年度に行われた教育安全施策の主な事業をみると、学校ごとに「学校安全体験教育費」を支援したり、学校安全責任官教育として小中高の校長対象の体験教育を実施したりという体験中心の安全教育の活性化に取りくむとともに、安全マニュアルを普及し、安全モデル学校を運営したり、自治区とも協力して安全な学校づくりや地域安全マップの製作なども行った<sup>10</sup>。

安全に関するニーズや認識が大きく変わっていくなかで、政策や施策がまだできたばかりであるだけに、今後どれぐらいの実効性と内実性をもたらすものとなるのかは、まだ目を向けていく必要がある。

#### 4. リスク社会に対してどのような安全教育を創っていくのか

2014年4月のセウォル号事故は韓国社会に大きな衝撃を与え、それが安全教育体制を樹立し整備するきっかけとなった。2016年9月12日に慶州で起きた地震はいままで経験したことの無い強さのもので、地震のない国という「神話」は崩壊してしまい、地震という自然災害に対してもさらなる対策が必要であることが確認された。そのとき、慶州から27キロ離れた原発が点検のために停止されたが、同年12月に地震による原発の爆発事故を取り上げた映画「パンドラ」が公開されたこともあり、原発周辺の人口密度の高いだけに、万が一のときにどうということが起き得るのが公論化され始まった。

安全教育を始めたばかりで、体制づくり開始からまだ2年しか経過しておらず、「国民安全教育振興基本法」が施行される2017年から総合計画などの国レベルの安全教育の枠組みが実際にできるため、それがどのように教育部の政策と連携しながら実施されるのか、注目される。

いままで韓国における安全教育政策と施策の形成についてみてきたが、2014年から3年、学校における安全教育に重点がおかれ、地域における災害に対する視点、学習の視点からアプローチする動きはまだ明確にみえてこない。地域づくりが活発化している中で、自然災害や社会災害といった危機状況に対して、地域はどうあるべきか、日本でみられるように、安心・安全をキーワードとする地域づくりを考える視点や、地域の災害にまつわる歴史からそれを“地域知”

に蓄積していくといった、社会教育における「安全教育」を今後考えていく必要がある。また、安全教育というソフト面をどのように充実していくのかも見落としてはならない。むしろ、安全に関する教科・単元の新設が今年から開始され教室で教えられることとなるが、安全教育がややもすれば「安全」という環境整備に偏りかねない。危機状況におかれたときに主体的に考え動ける主体形成へとどのように支援していけるか、2017年度の実施状況をみながら深めていくことが求められる。そして、安全・防災に対する観点が高まっていく中で、専門的に担当する公務員の採用が始まっているが<sup>11</sup>、どのような資格をもった人々が担うべきかを含めて、ヒューマンウェアに対するさらなる検討も必要となってくる。

韓国社会で始まったばかりの安全教育が、これから実質的にどのような枠組みとして構築され位置付けていくのか、「安全」に関わる様々な市民活動がすでに活発に展開されているだけに、安全教育の内実が豊かになっていく可能性も期待できよう。

## 注

- 1 2004年制定当時の災難の定義の中には「エネルギー・交通・金融・医療・水道などの国家基盤体系の不備と伝染病の拡散などによる被害」も含まれていたが、2013年に削除され、今の法律では自然災難と社会災難のみとなっている。
- 2 国家民防衛災難安全教育院災難安全教育課『2016年度教育訓練計画』2016年、5 - 8頁。
- 3 *Ibid.*、9 - 11頁。
- 4 教育部「生命尊重・安全社会具現のための教育分野安全総合対策」(2014年11月11日)。
- 5 創意的体験活動は、「教科と相互補完的な関係の中で知っていることを積極的に実践し、心と体をバランスよく発達させるための実施する教科以外の活動」で、自律活動、サークル活動、ボランティア活動、進路活動の4つの領域で構成され(教育部『小学校教育課程』、2015年、436頁。)、学生の発達段階と教育的ニーズなどを考慮して学校別、学年別、学期別で領域と活動を選択して運営できるようになっている。
- 6 教育部「編纂上の留意点(安全な生活)」(2015年12月21日)より。
- 7 教育部「報道資料 2015改訂教育課程総論及び各論確定・発表」(2015年9月23日)、4頁。
- 8 教育部『2015改訂教育課程 - 正しい生活、賢い生活、楽しい生活、安全な生活 - 』2015年、39頁。

- 9 ソウル特別市教育庁「教育安全管理総合計画(2016～2018)」2016年1月、19 - 22頁。
- 10 ソウル特別市議会『「ソウル特別市教育庁教育安全基本条例改正」のための討論会』2016年11月9日、75頁。
- 11 行政自治部は、2016年5月18日に「地方公務員平定規則」を改正、災難安全や社会福祉担当の公務員に対して該当業務に1年6ヶ月以上勤務すると、月0.05点ずつ最大0.75点の加算点を与えることを発表した。また、災難安全や社会福祉業務担当の公務員がその専門性を高めていくために、いままでは災難安全は1年、社会福祉は1年6ヶ月であった担当期間を、最低2年とした。朝鮮日報(2016年5月19日付け)より。

## 【資料①】国民安全教育振興基本法

(施行2017年5月30日、法律第14248号、2016年5月29日制定 国民安全処(安全文化教育課))

### 第1章 総則

第1条(目的) この法は国民の安全教育振興に必要な事項を規定することによって災難から安全な社会をつくるに資することを目的とする。

第2条(定義) この法で使用する用語は次のようである。

1. “安全教育”とは国民が安全に対する重要性を認識して様々な災難及び安全事故の発生時それに効果的に対処できるように安全に対する知識や技能を習得する教育を言う。
2. “安全教育専門人材”とは安全教育やそれに関連する研究が遂行できる知識と能力を有する者として大統領令で定める資格を備えた者を言う。

第3条(国などの責務) ①国及び地方自治団体は安全教育振興のための政策を樹立し施行して安全教育振興に必要な支援をしなければならない。

②国及び地方自治団体は安全教育が教育主体間の有機的連携を通じて体系的かつ持続的に実施されるように努めなければならない。

第4条(他の法律との関係) 安全教育に関して他の法律で特別な規定がある場合を除いてはこの法律に従う。

### 第2章 安全教育基本計画の樹立及び施行

第5条(安全教育基本計画の樹立及び施行) ①国民安全処長官は5年ごとに安全教育基本計画(以下“基本計画”とする)を樹立して「災難及び安全管理基本法」第9条に基づく中央安全管理委員会の審議を経て確定・施行しなければならない。

②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 安全教育の基本目標と推進方向
2. 安全教育の推進内容
3. 安全教育専門人材の養成

4. 安全教育に対する実態点検及び評価
5. 安全教育振興に必要な財源確保方案
6. その他に安全教育の振興のために必要と認められる事項

③国民安全処長官は基本計画の変更が必要と認める時には「災難及び安全管理基本法」第9条に基づく中央安全管理委員会の審議を経て変更する。但し、大統領令で定める軽微な事項は審議を経なくてよい。

④国民安全処長官は基本計画が確定または変更した場合には関係中央行政機関の長および地方自治団体の長に通報しなければならない。

⑤そのほかに基本計画の樹立手続などに必要な事項は大統領令で定める。

第6条（安全教育施行計画の樹立）①関係中央行政機関の長と地方自治団体の長は第5条の基本計画に基づき所管事項に関して年度別の安全教育試行計画を樹立・施行しなければならない。

②そのほかに施行計画の樹立手続などに必要な事項は大統領令で定める。

第7条（安全教育推進実績に対する評価など）①中央行政機関の長と地方自治団体の長は毎年施行計画に基づく安全教育推進実績に対して内部評価しその結果を所管安全教育政策の樹立・施行時に反映しなければならない。

②中央行政機関の長と地方自治団体の長は施行計画に基づく安全教育推進実績と自体評価結果を総理令で定めるところにより国民安全処長官に提出しなければならない。

③国民安全処長官は安全教育政策の推進状況を点検して点検結果必要な場合に中央行政機関の長と地方自治団体の長に施行計画の変更を要請することができる。この場合要請を受けた中央行政機関の長と地方自治団体の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

④そのほかに安全教育推進実績の評価方法・時期などに必要な事項は大統領令で定める。

第8条（関係機関などの協調）①国民安全処長官は基本計画を樹立または施行するために必要な場合、関係中央行政機関、地方自治団体および公共機関の長に協調を要請することができる。

②中央行政機関および地方自治団体の長は施行計画を樹立または施行するため

に必要な場合、関係公共機関の長および安全教育専門人材などに協調を要請することができる。

- ③第1項および第2項に基づき協調要請を受けたものは正当な事由がなければそれに従わなければならない。

### 第3章 安全教育の施行

第9条（安全教育に関する施策の推進）国および地方自治団体は安全教育の円滑な施行のために次の各号の施策を推進しなければならない。

1. 安全教育教材およびプログラムの開発・普及
2. 安全教育専門人材の養成および活用
3. 学校およびそのほかの教育機関の安全教育に対する支援
4. そのほか安全教育的な施策の円滑な施行のために大統領令で定める事項

第10条（学校などでの安全教育）①次の各号に該当する者に対する教育を管掌する機関の長は該当する教育対象者に対して安全教育を実施しなければならない。

1. 「乳幼児保育法」第2条第3号に基づく子どもの家の乳幼児
2. 「幼児教育法」第2条第2法に基づく幼稚園の幼児
3. 「小・中等教育法」第2条に基づく学校の生徒
4. 「高等教育法」第2条に基づく学校の学生

②国民安全処長官は教育部長官と協議して次の各号の事項を支援することができる。

1. 「小・中等教育法」第2条に基づく学校での安全教育実施に関する事項
2. 学校安全教育関連資料の開発および普及に関する事項
3. そのほか学校安全教育の円滑な推進のために必要な事項

③国民安全処長官は安全に関する事項が学校の教科課程など教育活動に反映されるように教育部長官と協議することができる。

第11条（災難管理責任機関などに対する職務教育）国民安全処長官は「災難及び安全管理基本法」第3条第5号に基づく災難管理責任機関で災難・安全関連業務に従事する者のなかで、大統領令で定める者に対して安全管理に関する

職務力量教育を実施することができる。

第12条（多衆利用施設などの安全教育）次の各号の多衆利用施設などの施設管理者はその利用者に対する安全教育を実施しなければならない。

1. 「公演法」第2条第4号に基づく公演場
2. 「国民体育振興法」第13条に基づく体育施設
3. 「映画およびビデオ物の振興に関する法律」第2条第10号に基づく映画上映館
4. 「大衆交通の育成および利用促進に関する法律」第2条第2号に基づく大衆交通手段
5. 「海運法」第2条第1号の2に基づく旅客船
6. 「航空安全法」第2条第1号に基づく航空機
7. そのほかに不特定多数が利用する施設として大統領令で定める施設

第13条（社会福祉施設などの安全教育）次の各号の社会福祉施設などの施設管理者はその施設に居住する者および利用者に対して安全教育を実施しなければならない。

1. 障がい者福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設、精神疾患患者社会復帰施設など「社会福祉事業法」第2条第4号に基づく社会福祉施設
2. 「医療法」第3条第2項第3号に基づく病院級の医療機関
3. そのほかに第1号および第2号に準じる施設として大統領令で定める施設

#### 第4章 安全教育の推進および管理

第14条（安全教育プログラムの開発など）①国および地方自治団体は国民に多様な安全教育の機会を提供するために安全教育プログラムを研究・開発・普及しなければならない。

- ②国および地方自治団体は第1項に基づく研究および開発を促進するためにそれを専門に研究・開発する機関または団体を支援することができる。
- ③第2項に基づく機関・団体の範囲とその支援方法などに必要な事項は大統領令で定める。

第15条（安全教育機関の指定など）①国民安全処長官は教育部長官および行政

自治部長官と協議して安全教育の実施を主な目的とする安全教育機関を指定することができる。

②第1項に基づく安全教育機関の指定基準など指定に必要な事項は大統領令で定める。

③国民安全処長官は安全教育機関に指定された機関が次の各号のいずれに該当する場合指定を取り消すことができる。但し、第1号に該当する場合には指定を取り消さなければならない。

1. 嘘あるいはそのほかの不正な方法で指定を受けた場合

2. 第2項に基づく指定基準に適合しなくなった場合

④国民安全処長官は安全教育機関の指定を取り消す場合教育部長官および行政自治部長官に取り消しの事実を通報しなければならない。

⑤国民安全処長官は第3項に基づき指定が取り消された者（法人の場合にはその代表者を含む）に対してはその指定が取り消された日から1年以内に安全教育機関に指定されてはいけない。

第16条（安全教育機関に対する指導など）①国民安全処長官は指定を受けた安全教育機関の円滑な運営のために必要な指導と命令をすることができる。

②国民安全処長官は安全教育機関の指定を受けた者が次の各号のいずれに該当すれば大統領令で定めるところにより是正または機関の運営停止を命ずることができる。

1. 第15条に基づく指定基準を違反して運営した場合

2. そのほかにこの法またはこの法に基づく命令を違反した場合

③第2項に基づく行政処分の手続きおよび基準は大統領令で定める。

第17条（安全教育実態点検及び評価）①関係中央行政機関の長または地方自治団体の長は第9条から第13条までの規定に基づき実施する安全教育の履行実績を国民安全処長官に提出しなければならない。

②国民安全処長官は第1項に基づき提出された安全教育の履行実績に対する点検を実施しなければならない。

③国民安全処長官は第2項に基づく点検結果を次の各号の評価に反映できるように該当機関および学校の長に要請することができる。

1. 「政府業務評価基本法」第14条第1項および第18条第1項に基づく中央行政機関および地方自治団体の自己評価

2. 「小・中等教育法」第9条第2項に基づく学校評価

④国民安全処長官は第2項に基づく点検結果を大統領令で定めるところにより  
言論などに公表しなければならない。

⑤そのほかに安全教育の履行実績の点検方法・時期などに必要な事項は大統領令で定める。

第18条（社会安全教育の支援）①国および地方自治団体は安全教育関連団体と「平生教育法」第2条第2項に基づく生涯教育機関などに対して安全教育実施および安全教育関連研究・開発などのための施設・整備を支援することができる。

②国および地方自治団体は国および地方自治団体および公共機関などで運営する教養講座・文化講座などに安全教育関連教育課程を開設するように支援することができる。

第19条（公共施設の利用）安全教育を実施する者は安全教育のために必要な場合、公共施設をその本来の用途に支障のない範囲で大統領令で定めるところにより利用することができる。

第20条（安全教育専門人材の養成など）①国および地方自治団体は安全教育専門人材の養成のために次の各号の事項に関する施策を樹立・推進しなければならない。

1. 安全教育専門人材の需給および活用に関する事項

2. 安全教育専門人材の育成および教育訓練に関する事項

3. 安全教育専門人材の経歴管理と経歴認証に関する事項

4. そのほかに安全教育専門人材の養成に必要な事項として大統領令で定める事項

②国および地方自治団体は第1項に基づく施策を樹立・施行するにあたって必要な場合安全教育専門人材の養成などに関連した大学および研究機関などを支援することができる。その場合、支援する大学および研究機関などは大統領令で定める。

附則（2016年5月29日）

第1条（施行日）この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（ほかの法律の改正）災難及び安全管理基本法の一部を次のように改正する。

第66条の5および第66条の6をそれぞれ削除する。

### 【資料②】ソウル特別市教育庁教育安全基本条例

（施行2015年4月2日、ソウル特別市条例第5832号、2015年4月2日制定）

第1条（目的）この条例は「教育基本法」第17条の5に基づきソウル特別市所在の学校および教育機関における安全保護と強化に必要な事項を規定して生徒・教職員および教育活動参加者が安全で快適な環境で教育活動ができるようにし、ひいては自らの安全を守る市民になれるように資するところにその目的を置く。

第2条（定義）この条例で使用する用語の定義は次のようである。

1. “教育安全”とは学生・教職員および教育活動参加者（以下‘教育共同体構成員’とする）が教育活動を安全に遂行して、各種危険や事故から生命または健康を保護することを言う。
2. “教育機関”とはソウル特別市教育監（以下‘教育監’とする）管轄の「幼児教育法」第2条第2号の規定に基づく幼稚園、「小・中等教育法」第2条の規定に基づく学校、「ソウル特別市教育庁行政機構設置条例」および同じ条例の施行規則に基づく直属機関および教育支援庁を言う。
3. “安全教育”とは各種災難・災害および事故から自分を安全に守れる知識と技能を習得し、安全に対する正しい態度を培う教育を言う。
4. “安全文化”とは安全に対する認識と態度および行動様式などを言う。
5. そのほかの用語定義は「学校安全事故の予防及び補償に関する法律」第2条に従う。

第3条（教育安全の一般原則）①教育安全はすべての教育活動で優先的に考慮され保障されなければならない基本的権利である。

②教育共同体構成員の安全である権利はこの条例で列挙されていない理由で軽視されてはいけない。

第4条（ほかの条例との関係）教育安全に関してほかの条例で特別な規定がある場合を除いてはこの条例で定めるところに従う。

第5条（教育安全の範囲）この条例が扱う教育安全の範囲は次の各号のようである。

1. 教育活動安全：学校内外の各種教育活動における安全
2. 生活安全：学校暴力からの安全、ケア教室・寮生活における安全、深夜帰宅安全など学校生活と関連した安全
3. 施設安全：教育機関の施設利用および維持管理に関連する安全
4. 交通安全：登下校時または教育活動中の交通事故と関連する安全
5. 保健安全：疾病と薬物誤用・乱用の予防、性および精神健康と関連する安全
6. 給食安全：学校給食の施設、設備、食材料、調理、食中毒事故などと関連する安全
7. 教育環境安全：教育機関内外の有害環境からの安全

第6条（現場体験活動安全の特例）①教育監は修練活動・修学旅行など現場体験活動（以下‘現場体験学習’とする）が教育目的に合わせて人権親的で安全に施行できるように支援しなければならない。

②教育監は現場体験学習が小規模で運営できるように奨励しなければならない。

③教育監は現場体験学習が教育共同体構成員の意見を総合して十分に検討された後、施行できるように体系的に管理しなければならない。

④教育監および教育機関の長は現場体験学習の参加者の安全のために現場体験学習機関および施設に事前に安全教育を要請しなければならない。

⑤教育機関の長は安全な現場体験学習のために教育場所および施設などを事前に踏査しなければならない。但し、1日型現場体験学習の場合には教育機関の長の責任のもとで安全対策を樹立して事前踏査を省略することができる。

⑥教育機関の長は現場状況と実務担当者の意見などを総合して安全性を判断したあとにその施行可否を決定しなければならない。

⑦教育監は教育的で安全な現場体験学習などを支援するために教育安全総合支援センターを設置・運営することができ、その運営に必要な事項は教育監が別に定める。

第7条（責務）①教育監は第5条各号で定めた教育安全の強化および安全文化振興のための計画を樹立・施行して、必要な場合行政的・財政的支援方案を整えなければならない。

②教育機関の長は第5条各号で定めた教育安全の保護および強化のための予防教育と必要な措置を実施しなければならない。

③教育監、保護者、教育機関の長および教育共同体構成員はすべての教育活動で教育安全事故予防のために努めなければならない。

④教育共同体構成員はすべての教育活動に自分と他者の安全に注意して教育安全事故予防教育および活動に積極参加するように努めなければならない。

第8条（教育安全総合計画の樹立）①教育監は教育安全強化と安全文化助成のために教育安全総合計画（以下‘総合計画’とする）を3年ごとに樹立しなければならない。

②総合計画には次の各号の事項を含む

1. 教育安全基本方向および推進計画
2. 教育安全管理体系の構築と運営に関する事項
3. 教育安全関連諸般法令で定める履行事項
4. 教育機関の安全管理の実態点検および確認・評価に関する事項
5. 安全関連機関との協調に関する事項
6. そのほかに教育監が必要と認めた事項

③教育監は学校安全控除会など関係機関の教育安全事故の現況および分析資料を参考して安全対策を樹立して、それを総合計画に反映しなければならない。

第9条（年度別施行計画）①教育監は総合計画をもとにして毎年教育安全施行計画を樹立・施行しなければならない。

②第1項で樹立した施行計画は「災難及び安全管理基本法」第23条第3項の細部執行計画中教育安全分野の計画とみなす。

③学校長は教育監から教育安全施行計画を伝達された日から2ヶ月以内に学

生・教職員および保護者の意見を収斂・反映して履行計画を樹立して、幼稚園運営委員会または学校運営委員会の審議・諮問を経て教育監に履行計画を報告しなければならない。

- ④教育長および直属機関の長は教育監から教育安全施行計画を伝達された日から2ヶ月以内に履行計画を樹立して、自体協議を経て教育監に履行計画を報告しなければならない。

第10条（安全事故の予防）①教育監は教育機関の安全事故予防対策を監督して点検しなければならない。

- ②教育監は教育機関の教育安全現況を評価して結果を公開しなければならない。

第11条（安全教育の実施）①教育機関の長は教育安全事故を予防するために関連法令に基づき安全教育を実施してその結果を年2回教育監に報告しなければならない。

- ②安全教育は災難など危機状況に対する対応能力を向上させる実習教育を含めなければならない。

③教育共同体構成員は教育活動実施前に安全教育を誠実に遂行すべきであり、安全が確保された状態で教育活動が行われるようにしなければならない。

- ④教育監は実習教育を実施するために教育機関などに安全教育体験場所と施設を指定・運営することができる。

⑤学校長は体験中心の安全教育を施行するために必要な予算が編成されるように努めなければならない。

第12条（教育安全）①教育安全事故発生時に教育機関の長は次の各号に基づき迅速に対応しなければならない。

1. 事故および危急状況に対する即刻な安全措置
2. 被害者の保護者に対する事実通報および支援
3. 教育規則で定める重大事故に対する教育監報告

- ②教育機関の長は教育安全事故の発生に備えた業務分掌と対処方案を第9条第3項および第4項の履行計画に含み点検しなければならない。

第13条（安全文化振興）教育監と教育機関の長は安全文化振興のために次の各

号の業務を遂行することができる。

1. 安全関連公聴会、講演会、討論会などの行事開催

2. 安全意識拡散のための広報活動

3. そのほかに教育安全委員会の諮問を受け教育監が必要と認めた事項

第14条（教育安全担当機構の設置）①教育監は教育安全業務の総括と効率的推進のために教育安全担当機構を置く。

②教育監は教育安全担当機構の長を専門職位で指定・公募して、任期制公務員などの常勤職員を置くことができる。

第15条（教育安全委員会）①教育監は次の各号の事項に対する審議・諮問および勧告のためにソウル特別市教育庁教育安全委員会（以下‘教育安全委員会’とする）を置く。

1. 総合計画および安全関連重要政策に関する事項

2. 地方自治団体など関連機関との協調に関する事項

3. 教育安全強化のための調査、研究および事業に関する事項

4. 教育安全関連の予算現況に関する事項

5. そのほかに教育監、委員長または委員3名以上が必要と認めた事項

②教育安全委員会は所管事務を遂行するために分科委員会を設置・運営することができる。

③教育安全委員会は委員長1名と副委員長2名を含む17名以内の委員で構成され、次の各号に該当する者の中から教育監が委嘱する。

1. ソウル特別市議会が推薦する者2名

2. ソウル特別市長が推薦する者1名

3. 保護者団体の推薦を受けた者2名

4. 教職員団体の推薦を受けた者3名

5. 安全関連機関や団体が推薦する者2名

6. 教育安全に対する関心と参加意志の高い市民公募4名

7. そのほかに教育監が必要と認めた者

④教育安全委員会の委員長と副委員長は委員の中で互選する。

⑤教育安全委員会に幹事1名を置く。この場合、幹事は教育安全担当部署の事

務官となる。

- ⑥教育安全委員会委員の任期は2年とし、1回に限って再任することができる。
- ⑦教育安全委員会の会議は定期会と臨時会で区分され、定期会は年4回開催して、臨時会は教育監または委員長が必要と認めるか在籍委員3分の1以上の要求があった場合委員長が召集する。
- ⑧教育安全委員会の会議は委員過半数の出席で開議して、出席委員過半数の賛成で議決する。
- ⑨教育安全委員会のすべての会議は公開すべきであり、必ずその会議録を作成して誰でも閲覧できるように配置しなければならない。但し、教育安全委員会の議決として会議を非公開にするか会議録の閲覧を制限することができる。
- ⑩教育監は委員に関連規定が定めるところにより予算の範囲で手当と旅費を支給することができる。

第16条（協力体系の構築）①教育監は教育安全の強化のために国と地方自治団体および関連機関と協力すべきであり、ソウル特別市教育安全控除会、非営利法人または非営利民間団体に安全管理事業を委託することができて、委託事業に必要な施設や予算を支援することができる。

②教育機関の長は保護者、地域住民、関連機関および団体と教育安全関連協議体を構成・運営することができる。

第17条（施行規則）この条例の施行に必要な細部事項は教育規則で定める。

附則<第5832号、2015年4月2日>

この条例は公布した日から施行する。